

事務連絡
令和2年4月9日

各市町村子供の貧困対策担当課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に関連した
子ども食堂の対応について

本県の児童福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応に関して、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたので御確認くださいようお願いいたします。

子ども食堂については、子供の食事や居場所の確保などの観点から大変重要な役割を果たしていただいております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、4月7日に緊急事態宣言が発令されたことを受け、本県では、県民の皆様に対して、特に、いわゆる「3つの密」がそろう場への外出や集まりへの参加について自粛を要請しております。

したがって、子ども食堂の運営に当たっては、これまで以上に感染防止対策の徹底を図る必要があります。

一方、子ども食堂を運営されている方の中には、食堂としての活動は休止し、ひとり親家庭等に食材等を直接お渡しするフードパントリー等の活動を行う方が増えており、県としては、こうした活動は極めて有益なものであると考えております。

つきましては、貴職におかれては、厚生労働省の通知及び上記の趣旨を踏まえ、子ども食堂等への支援を行っていただくとともに、関係者への周知をお願いいたします。

担 当：こどもの未来応援担当
電 話：048-830-3348
メール：a3320-41@pref.saitama.lg.jp